

# 特定非営利活動法人 LAMP

## 給与規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 LAMP(以下「当法人」という)の 職員の給与・賞与等に関する事項について定めたものである。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、職員として採用された者に対して適用する。

### (給与等の定義)

第3条 この規程で給与とは、労働の対価として職員に支払われるものをいう。

### (均等待遇)

第4条 職員の国籍、信条、又は社会的身分を理由として、給与において差別的取扱いをすることはしない。

### (給与の決定)

第5条 給与は職員の勤務形態に応じて、代表理事がこれを定めるものとする。但し、決定後、理事会に報告するものとする。

### (給与計算期間及び締切日)

第6条 給与計算期間は、毎月1日から月末までとする。

### (給与の支払日)

第7条 給与は毎月10日に支払う。但し、支払日が金融機関休業日のときはその前営業日に支払う。

### (給与の支払方法)

第8条 給与は、職員が指定した本人名義の預貯金口座へ振り込むことによって支払う。

2 職員は所定の手続きにより、給与の振り込みを受ける預貯金の口座を当法人に届け出なければならない。

### (給与からの控除)

第9条 給与の支払いに当たって、法廷基準に基づき次に掲げる各号のものを控除する。

(1) 給与所得税及び住民税

(2) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料

第10条 日割・時間単価は、理事会がこれを定めることとする。

2 遅刻・早退の時間計算は、15分単位で行うものとし、その端数処理は次に掲げる各号のとおりとする。

(1) 15分以上の遅刻及び早退があった場合は、15分単位で給与減額を行う

(2) 15分以下の遅刻及び早退は15分とみなす

(4) その他、本規程に定めのない事項については、各関係法令の例により、理事会にてこれを定める

### (時間外・休日勤務手当)

第11条 時間外・休日勤務を命じた職員には、理事会で定めた手当を支給しなければならない。

2 前項の分単位の時間外・休日手当の支給は、前条第2項の例によるものとする。

### (退職時の給与の支払)

第12条 職員が退職した場合の当該月の給与支払いについては、第6条及び第7条の規定に従い支払うものとする。

2 職員が死亡し遺族から請求があった場合は、未払いの給与を請求から7日以内に支払うことができる。

(遺族の範囲)

第 12 条 死亡退職により給与を支払う場合の遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則 第 42 条から第 45 条における相続権者及び相続順位とする。

(有給休暇の取扱い)

第 13 条 就業規則第 16 条(年次有給休暇)に従い有給休暇を認める。

(業務上疾病等による休業の取扱い)

第 14 条 業務上の傷病又は通勤災害により休業した者は、労働基準法及び労働者災害補償保険法の定めによって保険給付を受けるものとする。

2 その他本規程に定めのない事項については、各関係法令の例により理事会がこれを定める。

(休職期間中の取扱い)

第 15 条 職員の休職期間中は、原則として給与を支給しない。

(昇給)

第 16 条 職員の昇給は、毎年 5 月及び 11 月に行うこととし、職員の能力に応じ理事会がこれを定める。但し、当法人の運営状態によっては行わないことがある。

附則

1 この規程は令和 3 年 8 月 1 日から施行する。